



(様式 3)

所教ス振第 33号  
令和6年4月18日

所沢市監査委員	石	其	政	則	様
同	三	上	昌	美	様
同	中		毅	志	様
同	谷	口	雅	典	様

所沢市教育委員会  
教育長 中島秀行

監査の結果に基づく措置について（通知）

平成27年2月19日付け所監第81号で報告のあった監査の結果について、別紙のとおり、措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

## 監査の結果に基づく措置

部・課名 等	教育総務部スポーツ振興課
<p>〔監査結果（指摘事項）の内容〕</p> <p>林運動場については、借地期間が長期間にわたっており、事実上、公の施設でもあることから、今後の運動場の存続や管理方法など将来的な運営について早急に検討されたい。</p>	
<p>〔講じた措置の内容〕</p> <p>林運動場については、公の施設としての管理及び整備を進めるため検討を進め、平成 28 年度末に関係各課と調整会議を行いました。</p> <p>しかしながら、会議において、運動場を含む周辺地域が「産業系土地利用転換推進エリア」の「三ヶ島工業団地周辺地区」に位置付けられているほか、上藤沢・林・宮寺間の新設道路の一部が運動場内に計画されていることが分かりました。土地区画整理事業実施に至ると、現在の場所での運動場の存続は難しいものと考えることから、引き続き関係各課と調整をしながら進めることとしました。</p> <p>平成 30 年当時、埼玉県による都市計画の一斉見直し時期は令和 2 年度末と予定されていましたが、見直し時期の延期が続き、令和 4 年度以降となったことから、「三ヶ島工業団地周辺地区」についての都市計画決定、土地区画整理組合設立認可についても、令和 4 年度以降に行うこととなりました。</p> <p>このため、三ヶ島工業団地土地区画整理事業に対応できるよう、土地賃貸借契約については、契約途中の変更や解約時の精算に備え、契約期間を短期間に改めるとともに借料の支払い時期も後払いに変更しました。</p> <p>なお、三ヶ島工業団地周辺土地区画整理事業が、令和 5 年 10 月 6 日付けで認可され、令和 6 年度から事業が始まることになったため、令和 6 年 3 月末日の土地賃貸借契約期間満了をもって、林運動場を閉場といたしました。</p>	